

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて（鯖江市税条例の一部改正について）

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 1 7 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第8号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

鯖江市税条例の一部を改正する条例

(別紙)

令和5年3月31日

鯖江市長 佐々木 勝久

理 由

地方税法等の一部を改正する法律および地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、鯖江市税条例を改正する必要があるが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

鯖江市条例第 号

鯖江市税条例の一部を改正する条例

鯖江市税条例（昭和30年鯖江市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第150条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第174条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第174条の2中「第175条の2」を「第175条の2第1項」に改める。

第175条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「または雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第21条中「第174条第1項」を「第174条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第21条の2、第22条、第24条から第24条の4まで、第25条、第28条および第29条中「第174条第1項の規定」を「第174条の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の鯖江市税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。